

小売電気事業者の選択的な 非FIT再エネ買取りの取扱い

2022年6月7日
資源エネルギー庁

小売電気事業者の選択的な非FIT再エネ買取りの取扱い

- FIT制度は国民負担に支えられている制度であることを踏まえ、FIT発電設備から小売電気事業者に供給された電気についてはFIT電気であることを表示することが求められている。
- 例外として、小売電気事業者が買取ったFIT電気量について小売電気事業者の選択により継続的に買取量の一部を交付金申請しない場合、申請内容が妥当であれば、FIT電気としての表示をしないことが認められている。
- 本年4月のエネルギー供給強靱化法の施行により、市場価格が高騰し回避可能費用が調達価格を上回った際に、小売電気事業者を含めた買取義務者は推進機関に対し収支余剰を還元し、国民負担の軽減に充てることとなった。
- 昨年2月の本委員会において、こうした収支余剰を還元する措置の導入を見据え、交付金の選択的非申請については、本来の趣旨と異なる市場価格高騰時の収支余剰の回避への悪用を防ぐため、交付金の選択的非申請については、一年間以上継続することを条件とすることとされたところ。

論点3. 小売買取において運用上認められている、小売買取事業者による選択的な調達価格での非FIT再エネ買取りの取扱い①

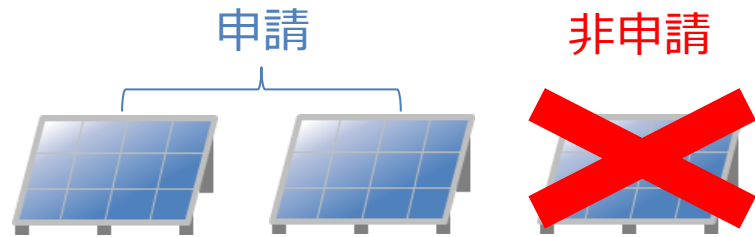
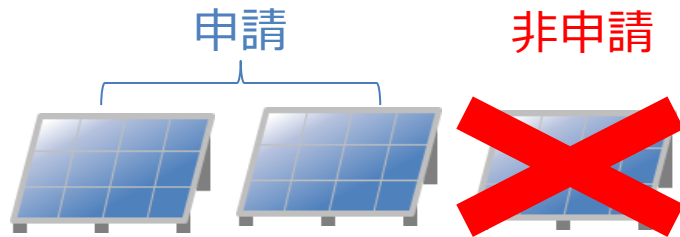
- 現状、小売買取の対象となっているFIT電気について、小売電気事業者には、特定契約に基づく買取義務の履行とは別に、**買い取ったFIT電気について、交付金申請を行うかどうかについて選択可能となっている。**その際、**交付金申請を行わなかった買取分については、非FIT電気として表示することが認められている。**
- これは、再エネ電気の表示に係るニーズに応え、**賦課金の補填が可能なFIT電気について、あえて、賦課金によらず自ら買取費用と回避可能費用の差分を負担するという場合を想定して、認められているもの**である。
- 他方で、**今後もこれを認め続けた場合、市場価格が高騰した時に、市場価格と買取価格を比較して、小売電気事業者が、その月の分の交付金申請を行わず、論点1で整理した翌月以降の交付金との相殺を免れることが可能になる。**
- これは、再エネ表示について本ルールを設けた趣旨に反するのみならず、**今後、再エネのコストダウンも相まって、市場価格と買取価格の逆転も想定される中で、国民負担への影響が懸念される。**

論点3. 小売買取において運用上認められている、小売買取事業者による選択的な調達価格での非FIT再エネ買取りの取扱い②

- そのため、今後は、原則、小売買取事業者による選択的な交付金申請は認めないこととし、買取電力についてはすべて交付金申請させることとしてはどうか。
- なお、例外的運用として、継続的に買取量の一部を交付金申請しないことを希望する場合には、その期間及び交付金申請割合を費用負担調整機関に対して申請させることとし、申請内容が妥当であれば、一定期間、変更をしないことを前提に、交付金申請しないことを認めることとしてはどうか。
 - ※ 本件のニーズが「再エネ表示」に係るものであること、市場価格変動への回避への悪用を防ぐ必要があること等を踏まえると、一定期間については1年間とし、1年間経過後には、改めて届出を行うこととしてはどうか。
 - ※ なお、届け出た交付金申請割合を維持できなくなった場合にも、小売買取から送配電買取に移行すること等が可能。

選択的な交付金非申請時の適用価格について

- 価格高騰下においては、買取価格が市場価格より低い発電設備のみを非申請とする場合、収支余剰の還元を回避することとなる。こうした運用は、本制度の本来の趣旨と異なるものであり、国民負担抑制の観点からも適切ではない。
- そのため例外的に、買取設備の一部を交付金非申請とする場合、非申請発電設備を含む全発電設備の加重平均調達価格を用いることとする。



電力量	300kWh	200kWh	400kWh
買取価格	32円/kWh	20円/kWh	14円/kWh
市場価格	20円		
交付金単価	12円/kWh	0円/kWh	-6円/kWh



電力量	300kWh	200kWh	400kWh
買取価格	21.33円/kWh※		
市場価格	20円		
交付金単価	1.33円/kWh		

収支余剰分のみ非申請として返納を回避(認めない)

加重平均で算定

※加重平均調達価格

$$\frac{32 \times 300 + 20 \times 200 + 14 \times 400}{900} \approx 21.33 \text{円/kWh}$$